

世田谷区ものづくり企業地域共生推進事業 チェック表

事業者名 ()

項目	はい、 いいえ	
1. 建築確認通知書又は確認済証（通知と副本一式）※1を持っているか。	はい、 いいえ	「はい」の場合は、3へお進みください。 「いいえ」の場合は、2へお進みください。
2. 以下の書類を入手する 昭和54年以降の建物・・・建築計画概要書※2を入手する。 (建築計画概要書は、区役所建築調整課、各総合支所街づくり課でコピーができます) 昭和53年以前の建物・・・台帳証明※3を入手する。 (台帳証明は、区役所建築調整課、世田谷総合支所以外の各総合支所街づくり課で有料にて発行します)		入手後、3へお進みください。 入手できなかった場合は、5へお進みください。
3. 建築確認通知書、確認済証、建築計画概要書、台帳証明のいずれかの資料の建築面積と登記簿謄本の建築面積がおおよそ一致している。	はい、 いいえ	「はい」の場合は、4へお進みください。 「いいえ」の場合は、設備や建物の増改築前の建築確認通知書又は確認済証の可能性がります。
4. 検査済証※4について		
(1) 検査済証があり、設備や建物の増改築など、その後変更していない。	はい、 いいえ	「はい」の場合は、検査済証(写)を添付のうえ6へお進みください。
(2) 工場設置後、設備や建物の増改築など、その後変更しており、変更後の検査済証がある。	はい、 いいえ	「はい」の場合は、変更後の検査済証(写)を添付のうえ6へお進みください。
(3) 検査済証がない。	はい、 いいえ	「はい」の場合は5へお進みください。
5. 貴事業所所在地の用途地域をご確認のうえ、「用途地域別建物用途制限一覧表」と照会し、「世田谷区ものづくり企業地域共生推進事業調査票」をご提出ください。あわせて、6についても回答してください。 ※ご不明な場合は、工業・ものづくり・雇用促進課へお問い合わせください。		
6. 環境確保条例の工場認可等について※5		
(1) 工場認可を受けており(または指定作業場に適合しており)、認可を受けた工場で、設備や建物の増改築など、その後変更していない。	はい、 いいえ	「はい」の場合は、工場設置認可書(写)(指定作業場の場合には、指定作業場設置申請書(写))を添付する。
(2) 工場認可を受けており(または指定作業場に適合しており)、認可を受けた工場で、設備や建物の増改築など、その後変更した。	はい、 いいえ	「はい」の場合は、工場設置変更認可書(写)(指定作業場の場合には、指定作業場設置変更申請書(写))を添付する。
(3) 工場認可申請または指定作業場の届出対象の事業所ではない。	はい、 いいえ	「はい」の場合は、工場認可についての添付資料はありません。
(4) 認可を受けているか?対象か?わからない。	はい、 いいえ	「はい」の場合は工業・ものづくり・雇用促進課へお問い合わせください。区の環境保全課へ照会します。

各項目で記載の添付書類とあわせて、このチェック表を工業・ものづくり・雇用促進課の窓口へご持参ください。

(窓口へおこしの際には、予めお電話にてご連絡ください。)

- ※1 建築主が関係法令の適法性を確認する「建築確認申請」をしたとき、適合と認められるときに区、都又は民間の指定確認検査機関が発行する通知。通知と副本で一式となります。
- ※2 建築確認申請時の書類の一部です。建築確認を行った昭和54年以降の建物であれば、区役所で閲覧・コピーができます。
- ※3 建築確認を行った受付台帳で確認ができる昭和30年度以降の建物について、区が証明するものです。1通につき300円発行手数料がかかります。
- ※4 建物完成時、適法性を確認する検査を行い、検査に合格したときに区が発行する証明書。
- ※5 工場を設置(変更)する場合は、計画の段階で環境確保条例による工場認可を受ける必要があります。また、認可対象外の工場でも、同条例で、公害の発生源となりやすい32種類の事業所等(一部の食品製造業等)を「指定作業場」と規定し、事業主に届出を義務づけています。